Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 46 2007年12月10日

台湾特許出願の審査における対応の外国出願の調査報告及び審査結果の採用について

経済部知的財産局は特許出願に対する審査期間の短縮、迅速な審査、早期の権利付与を図るため、対応の外国特許出願の調査報告及び審査結果を利用する体系を確立し、2007年10月より実行を開始していることが2007年11月9日付で公表されました。

外国人名義特許出願、又は台湾で出願した後に外国においても出願した特許出願の審査を対象として、最初に国内の先行技術から調査するが、対応の外国出願において既に特許が付与された又は調査報告が発行された場合は、更なる調査は行わず、先ず特許請求の範囲から判断し、同一内容の請求項についてはその対応の外国出願の審査結果を参照し、異なる内容の請求項については審査基準に基づき審査を行うことと、不特許事由の有無に関し審査することとなりました。

現行の特許法施行細則第15条第3項に「特許主務官庁は必要と認めるときは、期間を指定し出願人に第1項第5号の外国出願の検索資料又は審査結果資料を提出するよう通知することができる」と規定されており、対応の外国出願の審査資料の提出が義務付けられていませんが、審査を促進するために、今後は日本出願を含む対応の外国出願の審査資料を有効に活用することをお勧め致します。

以上